

山口県報

平成19年
3月30日
(金曜日)



山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十三号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の八中、「又は同条第四十一項」を「同条第四十一項の規定により充当し、又は同条第四十二項」に改める。

第四十九条の五第四号中、「第七十二条の二第九項第四号、第五号」を「第七十二条の二第九項第五号」に改める。

第五十四条第二項中、「住宅金融公庫、」を削り、「本項」を「この項」に改め、同条第七項中「本項中」を「この項において」に改め、同条第八項及び第九項中「本項」を「この項」に改める。

第六十五条の二中、「八百九十八円」を「千七十四円」に改める。

第二百二十七条第一項第一号及び第二号中、「網・わな猟免許又は」を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事してい

目 次

条例
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………

る者を除く。)以外の者 五千五百円

第三百二十二条第二項中「第二百二十七条第一項第二号」の下に「又は第四号」を加える。

附則第五条の三中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第七条の四の二中「住宅金融公庫、」を削る。

附則第九条の四第一項を削り、同条第二項中「平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第十一条第二項中「附則第九条の五第一項に規定する電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準」を「排出ガス保安基準」に、「第三項、第五項又は第六項」を「から第四項まで、第六項又は第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第九条の五第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。）」が同項に規定する」を「エネルギー消費効率」に改め、「(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）」を削り、「排出量が同項」を「排出量が附則第九条の五第四項」に、「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車(内燃機関)」に、「(以下この項において「特定自動車」という)」を削る。以下この項において同じ」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車バス、トラックその他の施行規則で定めるものである場合にあつては百分の二・七を、当該特定自動車乗用車その他の施行規則で定めるものである場合にあつては百分の一・八(当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の二)」に改め、同項各号を次のように改める。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年特定軽量車基準」という。))に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

八 附則第九条の第五項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十七条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第十七条の二の三第一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第十七条の三第六項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の三の二第一項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二百二十七条第一項及び第三百二十二条第二項の改正規定並びに附則第五項の規定は、同月十六日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第三十九条の八の規定は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 地方税法の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二第九項第四号に掲げる事業に対して課する平成十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 施行日前にされた改正前の山口県税賦課徴収条例第五十四条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

5 改正後の条例第二百二十七条第一項及び第三百二十二条第二項の規定は、平成十九年四月十六日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

7 改正後の条例附則第十一条第四項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成十九年八月三十一日までの間に行われる場合における同項

の規定の適用については、同項第二号中「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車」とする。

平成十九年三月三十日発行

発行所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）